

# 平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	15		府省庁名 金融庁
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>現在、投資信託等が国外で支払った税金は、受益者に支払われる収益分配にかかる源泉徴収額から控除することで、国内外での二重課税を調整するという措置が取られている（所得税法第176条3項、租税特別措置法第67条の14、第67条の15、第68条の3の2等）。</p> <p>しかし、租税特別措置法第9条の3の2（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）によって証券会社等が源泉徴収義務者となる一定の場合については、二重課税が残存するという状況が続いている。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>投資信託等に係る二重課税調整措置の見直しを求める。</p>		
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">             所得税法第176条3項、租税特別措置法第67条の14、第67条の15、第68条の3の2等。           </div>		
減収見込額	[初年度] ( — ) [平年度] ( — ) [改正増減収額] (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>二重課税の調整を図ることにより、多様な資金運用方法の提供に向けた制度の整備・定着を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現在、投資信託等が国外で支払った税金は、受益者に支払われる収益分配にかかる源泉徴収額から控除することで、国内外での二重課税を調整するという措置が取られているが、証券会社等が源泉徴収義務者となる一定の場合については、二重課税が残存するという状況が続いている。</p> <p>従って、現行の二重課税調整措置を見直し、できる限り効率的・効果的に二重課税を排除できる仕組みを設けることで、投資家の多様な資金運用方法を確保することが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし。		
		ページ	15—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－３．資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	政策の達成目標	投資信託等に係る二重課税を排除し、投資家の多様な資金運用方法を確保すること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	政策目標と同様。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	外国税額控除（二重課税調整措置）の対象となる者に適用される見込みである。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、二重課税の状態が排除され、投資家の多様な資金運用方法を確保することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	二重課税調整（外国税額控除）の方法の見直しを行うものであり、妥当である。
	ページ	15—2

税負担軽減措置等の適用実績	新規要望のため、該当せず。
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。